

議案第 28 号

三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市地域集会所設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

三次市一日市コミュニティ集会所	三次市吉舎町敷地 8 7 1 番地 2
三次市栄町コミュニティ集会所	三次市吉舎町吉舎 6 3 6 番地 1 2

」を

「

三次市一日市コミュニティ集会所	三次市吉舎町敷地 8 7 1 番地 2
-----------------	---------------------

」に、

「

三次市清綱コミュニティ集会所	三次市吉舎町清綱 2 9 9 番地
----------------	-------------------

三次市七日市下コミュニティ集会所	三次市吉舎町吉舎 5 3 7 番地 1
------------------	---------------------

」を

「

三次市清綱コミュニティ集会所	三次市吉舎町清綱 2 9 9 番地
----------------	-------------------

」に、

「

三次市岡田両熟集会所	三次市三良坂町岡田 5 1 6 番地
三次市みどりヶ丘集会所	三次市三良坂町三良坂 1 0 4 6 1 番地 1 4 0

」を

「

三次市岡田両熟集会所	三次市三良坂町岡田 5 1 6 番地
------------	--------------------

」に、

「

三次市日南集会所	三次市三良坂町三良坂 1 1 0 7 番地
三次市上山三区集会所	三次市三和町上巻 2 8 1 1 番地

」を

「

三次市日南集会所	三次市三良坂町三良坂 1 1 0 7 番地
----------	--------------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。